

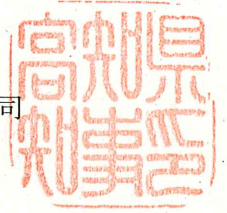
6 高環対第 361 号

令和 6 年 5 月 28 日

株式会社近澤建設

代表取締役 近澤 栄二 様

高知県知事 濱田 省司



産業廃棄物最終処分場の廃止確認について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 5 項の規定により、令和 6 年 2 月 29 日付けで廃止確認申請のありました下記の産業廃棄物最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 3 項の規定に適合していることを確認しました。

記

- 1 施設の設置場所 高知県吾川郡いの町大内字ウサ谷 3889 番地、1596 番地
- 2 設置許可年月日 平成 10 年 1 月 11 日（9 環第 1040 号）